

改正案	現行
<p>（令第十七条の三の二第一号に規定する有価証券）</p> <p>第四条</p> <p>一（略）</p> <p>二 社債券であつて、前号に規定する有価証券、株券（法第二条第一項第五号の二に規定する優先出資証券を含む。）、新株引受権証書（令第一条の五第一項に規定する優先出資引受権証書を含む。）、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券により償還することができる旨の特約が付されているもの（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したこれらの有価証券により償還することができる旨の特約が付されているものに限る。）</p>	<p>（令第十七条の三の二第一号に規定する有価証券）</p> <p>第四条</p> <p>一（略）</p> <p>二 社債券であつて、前号に規定する有価証券、株券（端株券及び法第二条第一項第五号の二に規定する優先出資証券を含む。）、新株引受権証書（令第一条の五第一項に規定する優先出資引受権証書を含む。）、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券により償還することができる旨の特約が付されているもの（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したこれらの有価証券により償還することができる旨の特約が付されているものに限る。）</p>